

社団法人全日本空道連盟 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人全日本空道連盟（以下「本連盟」という。）における倫理に関する基本的な事項を定め、これを推進することにより、本連盟に対する信頼性を維持・向上させることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、本連盟に会員登録をしているすべての空道人および本連盟の役職員に適用する。

(法令等の遵守)

第3条 本連盟に会員登録をしているすべての空道人および本連盟の役職員は、各種法令および本連盟の定款、その他の規程・内規等を厳格に遵守し、社会的規範にもとることのなきよう行動しなければならない。

(違反行為)

第4条 本連盟に会員登録をしているすべての空道人および本連盟の役職員は、以下の各号に示す行為を行ってはならない。なお、指導者たる立場にある者は、自らを厳しく律するとともに、その違反の予防を徹底しなければならない。

(1) 身体的・精神的暴力行為

いかなる場面においても、その問題解決の手段として、身体的または精神的な暴力行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を行ってはならない。

(2) セクシャル・ハラスメント

性的言動、表現によって相手に不快感を与える行為を行ってはならない。

- ① 指導技法のつもりであったり、親しみの表現であったとしても、相手によっては不快感を抱くことがあることを、よく認識すること。
- ② 本人にその意思がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合にはセクシャル・ハラスメントに該当する可能性があることを、よく認識すること。
- ③ セクシャル・ハラスメントを受けたと感じた場合には、相手に対して不快であることを明確に意思表示すること。

(3) 指導的立場を利用した不適切な行為

指導者たる立場にある者は、その立場を不適切に利用してはならない。また、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係や、大会関係者としての権威などを利用して、威圧的な行為やいじめ、差別等を行ってはならない。

(4) ドーピングおよび薬物利用

ドーピングは、フェアプレーの精神に反するばかりでなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行ってはならない。

- ① 本人の意図的なドーピングがない場合であっても、摂取した薬品や飲食物にドーピング対象薬物が含まれている場合もあるため、十分注意すること。
- ② 麻薬や覚醒剤等の薬物の使用は、反社会的な行為であるのみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても使用してはならない。

(5) 大会運営ならびに施設利用時の不適切な行為

円滑な大会運営を妨げるような行為や、利用する施設等を損壊するような行為は厳に慎まなければならない、常に空道人として自覚ある行動をとらなければならない。

(6) 経理処理・金銭等に関する不適切な行為

経理処理・金銭等に関して、横領、利益供与、贈収賄、不正経理など不適切な行為をしてはならない。

(7) 反社会的勢力との関係

反社会的な勢力には毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断しなければならない。

(違反者の処分)

第5条 この規程に違反した者に対する処分は、関連する本連盟の定款・規程等の定めによるものとする。

(内部通報窓口)

第6条 本連盟は、違反行為の通報相談を受け付けるため、内部通報窓口を設置する。内部通報窓口については別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

1. この規程は、平成26年12月1日から施行する。